

引っ越し ワンストップサービス



マイナンバーカードで
ますます便利に!!

手続きができる人

- 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人
 - 日本国内での引っ越しをする人
 - マイナンバーカードの読み込みが可能なスマートフォンを持っている人
 - 単身および同一世帯員
- ※単身の場合は、本人が必ずマイナンバーカードを所持している必要があります。
※世帯全員の転出の場合は、1人がマイナンバーカードを所持していれば可能です。

24時間
365日
手続き可能

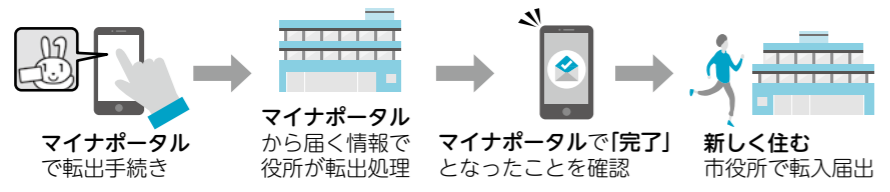
日本国内
などどこでも
可能

転出届に
窓口来庁
不要

これまでの手続き



引っ越しワンストップの手続き



転出時の注意点

- 国保や税金、水道など転出することによって手続きが必要な場合があります。
- 詳しくは町HPをご覧ください。

詳細はこちら

引っ越しワンストップサービスご利用時の注意事項

- 申請後、転出をしたい市区町村役場での手続きが完了しないと、転入手続きができません。
※申請が完了すると、マイナポータル画面で「完了」になります。
- 転出に伴い、税金や水道、児童手当などの手続きがあるときは、関係課から連絡が入る場合があります。
※手続きの内容によって、転出先の市区町村役場に行く必要がある場合もありますので、事前にご確認ください。
- マイナポータルにメールアドレスが未登録の場合、確認メールなどが届きません。事前にメールアドレスの登録してください。また、迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している人は、確認メールが受信できるよう、[@myna.go.jp]の登録をお願いします。
- 転入手続き後に、マイナンバーカードを引き続き使用できるよう継続利用手続きが必要です。
※マイナンバーカードに設定した「数字4桁」と「数字と英字を組み合わせた6～16桁未満」の暗証番号が必要となりますので、事前にご確認ください。
- 下記の事由に該当した場合、マイナンバーカードが失効しますので、ご注意ください。
 - ① 転入届出日が転出予定日から30日を経過し、継続利用ができなかった場合
 - ② 転入をした日から14日以上経過してから転入届を行った場合
 - ③ 転入届をした日から、継続利用を行わず90日を経過した場合
 ※マイナンバーカードが失効した場合は、再発行手続きが必要です。
再発行には手数料が発生する場合がありますので、転入先へお問い合わせください。
- 転出予定日から30日が経過すると、転出証明書情報がなくなってしまうので、転出先市区町村に連絡をして「転出証明書」の交付を受けてください。

☎ 住民課 住民係 ☎ 58-3702

戸籍への振り仮名届出期間のお知らせと今後について

今まで戸籍には氏名の振り仮名は記載されておらず、戸籍上公証されていませんでしたが、戸籍法の一部改正により、令和7年5月26日から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まり、振り仮名が公証されることになりました。

戸籍への振り仮名届出期間について

- 竜王町が本籍の人には、令和7年7月に「戸籍に記載される予定の振り仮名通知書(ハガキ)」を発送しました。
※竜王町が本籍でない人は、本籍地市区町村によって発送時期が異なりますので、本籍地市区町村にお問い合わせください。
- 振り仮名通知書(ハガキ)に記載されている振り仮名は、住民票の情報を基に作成しています。
- ハガキに記載されていた振り仮名が間違っていた場合は、正しい振り仮名の届け出をされないと、令和8年5月26日以降に誤った振り仮名が戸籍に記載されますのでご注意ください。

振り仮名の届出期間 **令和8年5月25日(月)まで**

振り仮名の届け出って
どうするの?

届出人

- 氏の振り仮名は、原則、筆頭者です
 - 名の振り仮名は、各個人です。
- ※未成年は法定代理人

届出方法

- 住所地または本籍地の市区町村役場の窓口
- マイナポータルからオンライン申請

こんなハガキを発送
しています

詳しくはこちら



振り仮名の記載に伴う今後の流れ

- 1 令和8年5月25日までに振り仮名の届け出がなかった戸籍については、本籍地市区町村が振り仮名通知書(ハガキ)で通知した振り仮名を順次戸籍に記載していきます。
 - 2 振り仮名が戸籍に記載されると住所地の市区町村へ通知され、住民票などに記載されます。住民票への記載は市区町村ごとに時期が決まっているため、しばらく時間がかかりますので、ご了承ください。
- ※竜王町は、令和9年1月末ごろとなる予定です。
※住民票に早く振り仮名を記載してほしい場合は、振り仮名届出期間までに届け出をすることで、記載できます。

振り仮名通知書(ハガキ)を無くしてしまっただけは、役場に来ていただくか、マイナポータルから確認ができます。マイナポータルでの確認方法は下記を参照してください。



☎ 住民課 住民係 ☎ 58-3702